

調布市サッカー協会審判基準

2012. 3. 18

調布市サッカー協会審判部

1. 対象範囲

本基準は、調布市サッカー協会の各リーグに加盟するすべてのチームを対象とする。

2. 審判基準

加盟各チームの審判員は以下の基準を満たすものとする。

(1) 審判員の資格および人数

①審判員の資格

- ・ 3級審判員
- ・ 4級審判員

②審判員の数（上位資格者を含む）

- ・ 3級審判員…… 2名以上
- ・ 4級審判員…… 3名以上
- ・ 合計5名以上

3. 審判員の登録

加盟各チームは、各年度の初め（前年度の最終理事会）までに、上記（1）に該当する審判員を登録しなければならない。

4. 試合担当審判

①主審……原則として3級（以上）の審判員が担当する。

②副審……登録した審判員が担当する。（年度内での追加、変更可）

※試合開始前に該当年度の審判員証（必ず写真を貼付する）を本部に提出し、登録審判員であることを確認する。

5. その他

(1) 審判研修会の参加

年度初めに登録した審判員は、リーグ開始前に行われる審判研修会に参加しなければならない。

(2) 罰則

①本基準を満たさないチームは、次年度から調布サッカー協会のリーグには参加できないものとする。

②本基準に違反してリーグの審判を担当した場合は、リーグ運営規定に従い処分

するものとする。

(3) 資格取得への機会の提供

資格取得のための審判機会を多く与えることを目的に、協会審判部が各協会・各連盟に協力依頼を行い審判派遣等の調整を実施する。

平成 21 年 3 月 1 日 一部改定

平成 25 年 3 月 10 日 付則削除、一部改正